

大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター規程

平成30年4月1日

自機規程第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条の2第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等について定める。

(目的)

第2条 センターは、国内外の大学・研究機関及び研究者コミュニティの連携・協力により、生命創成の探究を通じて生命の本質を理解することを目指した活動に係る国際的かつ先端的な共同利用・共同研究を推進することを目的とする。

(領域及び室)

第3条 センターに、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる領域及び室を置く。

一 創成研究領域

二 極限環境生命探査室

2 前項に掲げるもののほか、センターに研究力強化戦略室を置く。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

一 センター長

二 副センター長

三 研究教育職員及び年俸制職員（特任専門員を除く。）

四 その他必要な職員

2 センター長は、役職員のうちから機構長が任命し、任期は2年とする。

3 副センター長は、2名以内とし、センターの職員のうちからセンター長が任命する。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会議)

第6条 センターに、センターの研究及び運営に関する事項についてセンター長を補佐す

るため、生命創成探究センター教授会議（以下「教授会議」という。）を置く。

2 教授会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター（仮称）設置準備室規程（平成29年5月25日自機規程第114号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。